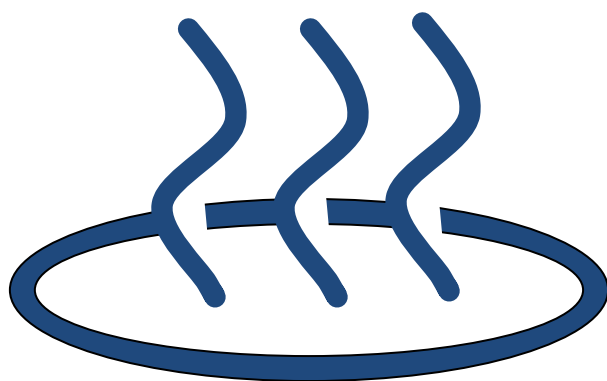


公衆浴場営業許可申請等手引き

令和7年4月
高崎市保健所



目次

1	公衆浴場について	1
(1)	公衆浴場の許可について	1
(2)	公衆浴場とは	1
2	公衆浴場の設置場所	1
3	公衆浴場の措置基準	2
4	公衆浴場営業許可申請	5
(1)	公衆浴場営業許可までの流れ	5
(2)	事前相談	5
(3)	申請にあたって必要となる書類	5
(4)	審査手数料	5
(5)	公衆浴場営業許可申請書記載要領	6
5	患者を入浴させる公衆浴場の許可の申請	8
(1)	申請にあたって必要となる書類	8
(2)	審査手数料	8
6	公衆浴場営業許可申請書等記載事項変更届	8
(1)	届出に必要な書類	8
(2)	公衆浴場営業許可申請書等記載事項変更届記載要領	9
7	公衆浴場営業停止・廃止届	9
8	公衆浴場営業再開届	9
9	公衆浴場営業者地位承継届（譲渡、相続、合併又は分割）	10
(1)	譲渡	10
(2)	相続	10
(3)	合併	10
(4)	分割	10

1 公衆浴場について

(1) 公衆浴場の許可について

公衆浴場を営もうとする者は、公衆浴場法第2条第1項の規定により、市長の許可を受けなければなりません。

(2) 公衆浴場とは

温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいいます。

ア 公衆浴場の種類

公衆浴場の種類は、高崎市公衆浴場法施行条例により、以下のとおり区分されています。

種別	定義	例
一般公衆浴場	温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、その利用目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるもの	銭湯、老人福祉センター等の浴場（専ら、デイ・サービスを行うものを除く。）
その他の公衆浴場	上記以外の公衆浴場	

※ 一般公衆浴場の入浴料金については、物価統制令施行令附則第4項の規定に基づき、群馬県知事により以下のとおり指定されています。

大人（12歳以上）450円 中人（6歳以上12歳未満）200円 小人（6歳未満）100円

イ その他の公衆浴場

下表の類型にあてはまるものは「その他の公衆浴場」として市長の許可が必要になります。

【公衆浴場業許可対象】

類型	例
温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、保養又は休養のための施設を有するもの	ヘルスセンター、健康ランド
温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、スポーツ施設に付帯するもの	ゴルフ場等の風呂、アスレチックジム等の風呂
温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、工場、事業場等が、その従業員の福利厚生のために設置するもの	厚生浴場（比較的規模の大きいもの）
蒸気、蒸気等を使用し、同時に多数人を入浴させることができるもの	サウナ（を主とする浴場）
蒸気、蒸気等を使用し、個室を設けるもの	
その他のもの	岩盤浴、移動入浴車（浴槽が固定されているもの）、エステティックサロン（熱気、熱砂、熱線、泥、etc）

※ ただし、他法令に基づき設置され衛生措置の講じられているもの（労働安全衛生法による作業場に設けられた浴場や労働基準法による事業附属寄宿舍、旅館業法の適用を受ける宿泊施設の浴場）や専ら他法令、条例等に基づき運営され衛生措置の講じられているもの（病院や老人保健施設のデイ・ケアとして使用する浴場、国や自治体によって寝たきり老人等を対象に入浴介助を伴った入浴サービスに使用される浴場）は、公衆浴場法（許可）の対象外（適用外）とされています。

2 公衆浴場の設置場所

法第2条第3項の公衆浴場の設置の場所の基準については、高崎市公衆浴場法施行条例第2条で「一般公衆浴場については、既設の一般公衆浴場との直線距離が300メートル以上であること」と定められていますので、当該基準を遵守してください。

3 公衆浴場の措置基準

法第3条第2項の入浴者の衛生に必要な措置の基準については、下記のとおり高崎市公衆浴場法施行条例第3条で定められていますので、基準を遵守してください。

【施設関係】

脱衣室、便所及び浴室は、隔壁その他適当な方法により区分して設けること。
入浴者数に応じた履物を安全かつ清潔に保管することができる設備を有する下足場を設けること。
脱衣室及び浴室は、それぞれ男女別に設け、外部から及び男女各室相互に見通すことができない構造とすること。
浴室の床面は、耐水性の材料を用い、かつ、滑りにくい仕上げとするとともに、適当な勾配をつけ、容易に使用後の湯水等が排出される構造とすること。
浴槽は、洗い場及びシャワー設備で使用された湯水等が流入しない配置及び構造とすること。
脱衣室及び便所の床面は、耐水性の材料を用いること。
便所は、脱衣室又は入浴者の利用しやすい場所に設け、流水式手洗い設備を有すること。
脱衣室及び浴室には、換気を行うために有効な窓又はこれに代わる設備及び十分な照度を確保するための照明器具等を設けること。
洗い場には、入浴者数に応じた十分な数の温水を供給することができる流水設備を設け、必要に応じて洗いおけ等を備えること。
脱衣室又は入浴者の利用しやすい場所に、洗顔等が可能な流水設備を有する専用台を設けること。
浴室又は脱衣室の入浴者の利用しやすい場所に、飲料水の供給設備を設けること。
浴槽には、入浴者が容易に見られる位置に温度計を備えること。
屋外に浴槽を設ける場合は、次の要件を満たしていること。 ① 屋外の浴槽への通路等は、入浴者が浴室、脱衣室その他の屋内から直接出入りする構造とすること。 ② 屋外の浴槽への通路等は、広さ、明るさ、通路面の状態等について、入浴者の安全が確保できる構造とすること。
サウナ室等(蒸気、熱気等を使用し、入浴させる施設をいう。以下同じ。)を設ける場合は、次の要件を満たしていること。 ① サウナ室等の内部を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。 ② サウナ室等の換気を適切に行うための給気口及び排気口を適切な位置に設けること。 ③ サウナ室等には、入浴者の確認しやすい位置に、温度計、時計及び非常用ブザーを備えること。

【管理関係】

施設及びその敷地内は、常に清潔を保持すること。
施設におけるねずみ、昆虫等の発生を防止し、及びその駆除を行うこと。
浴室及び脱衣室は、脱衣又は入浴に支障のない温度を保ち、かつ、換気を十分に行うこと。
浴槽水は、十分に補給し、清浄に保つこと。ただし、利用者ごとに浴槽水を取り換える場合は、この限りでない。
浴槽水は、毎日完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃すること。ただし、ろ過器を使用して浴槽水を循環させる構造の浴槽(以下「循環式浴槽」という。)又は循環式浴槽以外の浴槽(以下「非循環式浴槽」という。)で常に原湯を供給し、浴槽水をあふれさせるものに係る浴槽水は、1週間に1回以上完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃すること。
打たせ湯及びシャワーには、浴槽水又は循環ろ過器でろ過した湯水を使用しないこと。
浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備を設ける場合は、連日使用している浴槽水を使用しないこと。
循環式浴槽を設けるときは、次の要件を満たしていること。 ① 浴槽水は、塩素系薬剤を使用する方法その他の適切な方法で消毒等を行うこと。ただし、原

湯又は原水の性質その他の条件により消毒等を行うことができない場合で他の方法により適切な衛生措置を行うときは、この限りでない。
② ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な方法により、十分に汚れを除去すること。
③ ろ過器及び循環配管（湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。）は、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。
④ 浴槽からあふれ出た湯水を貯留する槽（以下「回収槽」という。）の湯水を浴用に供しな。ただし、定期的に回収槽の清掃及び消毒を行い、回収槽の湯水を消毒する場合は、当該湯水を浴槽水として使用することができる。
⑤ 集毛器は、毎日清掃を行うこと。
⑥ 消毒装置は、維持管理を適切に行うこと。
原湯等を貯留する槽について、生物膜その他の汚れの状況を定期的に点検し、必要に応じてその除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。
湯栓、気泡発生装置その他浴槽の附帯設備は、定期的に点検し、清掃及び消毒を行う等維持管理を適切に行うこと。
屋外の浴槽は、浴槽水から枯れ葉等の浮遊物を除去し、清潔を保つこと。
おおむね7歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、利用形態から風紀上支障がないと認められる場合は、この限りでない。
入浴者の見やすい場所に、浴槽に入る前に体を洗うこと、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないことその他の入浴上の注意事項を掲示すること。
サウナ室等には、禁忌症その他のサウナ室等の利用に関し入浴者が注意すべき事項を掲示すること。
入浴者の衣類その他携帯品については、盗難を予防する措置を講じること。
入浴者にタオル、ヘアブラシ等を貸与する場合は、新しいもの又は消毒したものとする。
営業者は、自主的に衛生管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成し、従業者に周知徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。
水質検査の記録並びに各設備の点検、清掃及び消毒の記録にあつては3年間、その他衛生管理に係る記録にあつては1年間保管すること。

【水質基準関係】（「高崎市公衆浴場法施行細則第8条」参照）

① 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水は、下表で定める基準に適合すること。		
1 色度	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）に定める方法（過マンガン酸カリウム消費量にあっては、滴定法）	5度以下であること。
2 濁度		2度以下であること。
3 水素イオン濃度		5.8以上8.6以下であること。
4 有機物（全有機炭素（TOC）の量。以下同じ）又は過マンガン酸カリウム消費量		有機物が1リットル中に3ミリグラム以下（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により有機物の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中に10ミリグラム以下）であること。
5 大腸菌		検出されないこと。
6 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと（100ミリリットル中に10cfu未満を含む。下記の表において同じ。）。

② 浴槽水は、下表で定める基準に適合すること。

1 濁度	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法に定める方法(過マンガン酸カリウム消費量にあっては、滴定法)	5度以下であること。
2 有機物又は過マンガン酸カリウム消費量		有機物が1リットル中に8ミリグラム以下(塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により有機物の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中に25ミリグラム以下)であること。
3 大腸菌	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省建設省令第1号)第6条に規定する方法	1ミリリットル中に1個以下であること。
4 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと。

③ 浴槽水並びに原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水は、下表で定める頻度で水質検査を行うこと。

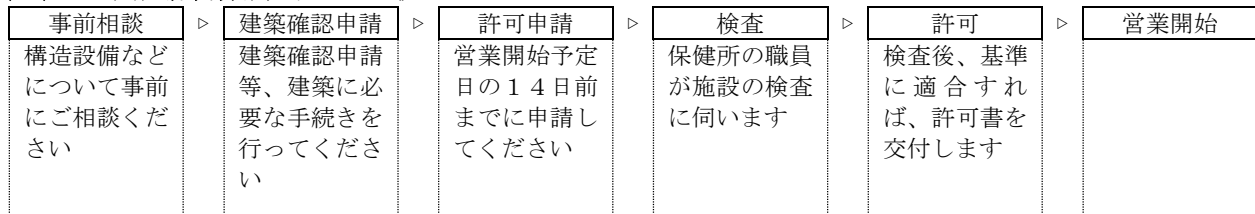
レジオネラ属菌	毎日完全に換水している浴槽水	1年に1回以上
	連日使用している浴槽水であって、塩素系薬剤を使用する方法で消毒を行うもの	6月に1回以上
	連日使用している浴槽水であって、塩素系薬剤を使用する方法以外の方法で消毒等を行うもの	3月に1回以上
	原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水	市長が必要と認めた場合に市長が指定する頻度

※ 温泉水を使用する場合であって、pH値が低い等源泉の泉質により当該温泉水からレジオネラ属菌が検出されないことが明らかであるとき、又は非循環式浴槽の浴槽水であって、利用者ごとに取り換えるもののうち、市長が公衆衛生上支障がないと認めた浴槽水を使用する場合は、この限りでない。

※ 上記の基準は概要です。事前相談時に、詳細な基準の確認をしてください。

4 公衆浴場営業許可申請

(1) 公衆浴場営業許可までの流れ



(2) 事前相談

営業しようとする施設の構造設備などが確認できる書類を持って、事前に相談してください。

- ※ 公衆浴場に使用する建築物について、都市計画法における用途地域の制限を受ける場合や建築基準法及び消防法令の手続きが必要となる場合がありますので、別途、高崎市都市計画課（027-321-1269）、高崎市建築指導課（027-321-1271）及び管轄消防署へ事前に相談し、必要な手続きを行ってください。
- ※ 温泉を利用する施設の場合は、別途、保健医療総務課（027-381-6111）へご相談ください。
- ※ 営業施設において食事を提供する場合は、別途、生活衛生課食品衛生担当（027-381-6116）へご相談ください。
- ※ 伝染性の疾病にかかっている者と認められる者を入浴させる場合は、患者入浴許可申請が必要です。
- ※ その他の必要な手続き等については、別途確認の上、関係機関窓口へご相談ください。

(3) 申請にあたって必要となる書類

提出書類		部数	注意事項
公衆浴場営業許可申請書		1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。
添付書類	建物の配置図	1	
	建物の平面図	1	
	定款又は寄附行為の写し	1	申請者が法人の場合のみ添付してください。
	他法令等に基づく許可書、認可書等の写し	1	建築基準法における検査済証、消防法関係書類（工事整備対象設備等着工届出書、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書、防火対象物使用開始届出書、防火管理者責任届出書等）であって、管轄消防署の受付印が押印されたもの、農地転用関係書類（許可書又は転用届出書）、温泉利用許可書の写し等を添付してください。
	付近300メートル以内の他の公衆浴場等の設置状況を示す地図	1	一般公衆浴場の場合のみ添付してください。 申請に係る施設所在地は図上に朱色で表示し、これを中心に半径300mの円を描いてください。この場合、他の一般公衆浴場の名称を明示し、その直線距離（敷地から敷地まで）を明記してください。
	薬湯の効能及び効果が認められる旨を証する書類	1	温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合に添付してください（温泉分析書等）。
	循環ろ過系統図	1	浴槽水を循環する場合に添付してください。
	高崎市公衆浴場法施行細則第8条第1項の基準を満たすことを証する書類	1	原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水に温泉、地下水を使用する場合に添付してください。

(4) 審査手数料

審査手数料22,000円を申請の際に納付してください。

(5) 公衆浴場営業許可申請書記載要領

様式第1号(第2条関係)

公衆浴場営業許可申請書

令和5年12月1日

(宛先) 高崎市長

申請者 住所 〒370-0829

高崎市高松町5-28

(ふりがな) かぶしがいいしや たかさきよくじょう

みさとたろう

氏名 株式会社 高崎浴場 代表取締役 箕郷太郎

年 月 日生

法人にあっては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名

電話番号 027-381-6116

次のとおり公衆浴場の営業の許可を受けたいので、公衆浴場法施行規則第1条の規定により申請します。

公衆浴場	(ふりがな)	ひがえりすば たかさき
	名称	日帰りスパ 高崎
	所在地	〒370-0829 高崎市高松町123-1 電話 027(381)6116
公衆浴場の種別	一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場	
公衆浴場の種類	温湯・温泉・薬湯・その他()	
営業施設の構造設備	裏面のとおり	
営業開始予定年月日	令和5年12月20日	
添付書類等	1 建物の配置図及び構造設備の概要を明らかにした平面図 2 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し 3 公衆浴場の設置の場所又は構造設備が他の法令又は条例に基づき行政庁の許可、認可等を必要とする場合は、当該法令又は条例に基づく許可書、認可書等の写し 4 一般公衆浴場の場合は、公衆浴場を中心とした半径300メートル以内の他の公衆浴場等の設置状況を示す地図 5 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあっては、その含有成分について薬湯の効能及び効果が認められる旨を証する書類 6 浴槽水を循環する場合は、循環ろ過系統図	

(裏面)

営業施設の構造設備等

1 建物

構 造	敷地面積	建築面積	延べ面積
鉄骨 造 1階 建	1000 m ²	600 m ²	500 m ²

2 施設等

項目			区 分	男 子	女 子	
下 足 場 の 面 積				1 8 m ²	1 8 m ²	
脱衣室	外 部 か ら の 遮 蔽 物 の 有 無			有 ・ 無	有 ・ 無	
	床 面 の 構 造 ・ 材 質			フローリング	フローリング	
	採 光 ・ 照 明			自然光 ・ 人工光	自然光 ・ 人工光	
	換 気			自然 ・ 動力	自然 ・ 動力	
	洗 面 設 備 の 数			3 基	3 基	
浴室	床 面 の 構 造 ・ 材 質			コンクリート、石	コンクリート、石	
	採 光 ・ 照 明			自然光 ・ 人工光	自然光 ・ 人工光	
	換 気			自然 ・ 動力	自然 ・ 動力	
	外 部 か ら の 遮 蔽 物 の 有 無			有 ・ 無	有 ・ 無	
	屋 内 の 浴 槽	内 訳	循 環 式 浴 槽 の 数	2 槽	2 槽	
			非 循 環 式 浴 槽 の 数	1 槽	1 槽	
	洗 い 場 床 面 か ら 上 縁 ま で の 高 さ			5 c m	5 c m	
	温 度 計 の 設 置 の 有 無			有 ・ 無	有 ・ 無	
	気 泡 発 生 装 置 の 有 無			有 ・ 無	有 ・ 無	
	洗 い 場	蛇 口 の 数		湯 2 0 口 / 水 2 0 口	湯 2 0 口 / 水 2 0 口	
		シ ャ ワ ー 設 置 数		2 0 基	2 0 基	
		床 面 の 勾 配 の 有 無		有 ・ 無	有 ・ 無	
	屋 外 の 浴 槽	屋 内 か ら の 通 路 の 構 造			屋内浴室から直接 ・ 通路あり	屋内浴室から直接 ・ 通路あり
		外 部 か ら の 遮 蔽 物 の 有 無			有 ・ 無	有 ・ 無
		内 訳	循 環 式 浴 槽 の 数		0 槽	0 槽
			非 循 環 式 浴 槽 の 数		1 槽	1 槽
		温 度 計 の 設 置 の 有 無			有 ・ 無	有 ・ 無
		気 泡 発 生 装 置 の 有 無			有 ・ 無	有 ・ 無
		サ ウ ナ 室 等	サ ウ ナ 室 等 の 数		1 室	1 室
			見 通 し 窓 の 有 無		有 ・ 無	有 ・ 無
			床 面 の 構 造 ・ 材 質		コンクリート、すのこ	コンクリート、すのこ
			床 面 の 勾 配 の 有 無		有 ・ 無	有 ・ 無
	採 光 ・ 照 明		自然光 ・ 人工光	自然光 ・ 人工光		
	換 気		機械換気 ・ 給排気口	機械換気 ・ 給排気口		
	時計 ・ 温度計 ・ 非常用ブザーの有無		有 ・ 無	有 ・ 無		
	注 意 事 項 の 掲 示 の 有 無			有 ・ 無	有 ・ 無	
便 所	設 置 場 所			脱衣室 ・ その他 ()	脱衣室 ・ その他 ()	
	床 面 の 構 造 ・ 材 質			塩化ビニルシート	塩化ビニルシート	
飲 料 用 の 供 給 設 備 の 設 置 場 所				脱衣室 ・ 浴室	脱衣室 ・ 浴室	
注 意 事 項 の 掲 示 の 有 無				有 ・ 無	有 ・ 無	

3 その他

使用水	区 分	貯水槽等の有無・容量	用 途
	上水道・簡易専用水道・井戸水・温泉・その他 ()	有・無 容量 14 m ³	浴槽水以外全部
	上水道・簡易専用水道・井戸水・温泉・その他 ()	有・無 容量 10 m ³	浴槽水
排水	公共下水道・浄化槽 (人槽) / 届出年月日 年 月 日		

5 患者を入浴させる公衆浴場の許可の申請

伝染性の疾病にかかっている者と認められる者を入浴させる場合は、公衆浴場営業許可とは別に市長の許可が必要になります。

(1) 申請にあたって必要となる書類

提出書類		部数	注意事項
患者入浴許可申請書		1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。
添付書類	その温泉が当該疾病に対して療養効果が認められる旨を証する書類	1	温泉を使用する場合に添付してください。
	使用する医薬品等が当該疾病に対して療養効果を有すると認められる旨を証する書類	1	薬湯を使用する場合に添付してください。
	患者用の入浴施設の平面図	1	

(2) 審査手数料

なし

6 公衆浴場営業許可申請書等記載事項変更届

4の公衆浴場営業許可申請書に記載した事項又は申請書に添付した図書の内容に変更が生じた場合は、10日以内に届け出てください。

(1) 届出に必要な書類

提出書類		部数	注意事項
公衆浴場営業許可申請書等記載事項変更届		1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。
添付書類	平面図、概要書、他法令等に基づく許可書、認可書等の写し	1	構造設備を変更した場合に、変更内容を明らかにした図面等を添付してください。 また、施設の構造設備の変更により要した、建築基準法における検査済証、消防法関係書類、農地転用関係書類（許可書又は転用届出書）の写しを添付してください。
確認書類	登記事項証明書	1	法人の名称、事務所所在地又は代表者に変更があった場合に、確認させていただきます。 変更登記完了後の履歴事項全部証明書をお持ちください。

(2) 公衆浴場営業許可申請書等記載事項変更届記載要領

様式第 8 号(第 5 条関係)

公衆浴場営業許可申請書等記載事項変更届

令和 5 年 1 2 月 1 日

(宛先)高崎市長

届出者 住 所 高崎市高松町 5 番地 2 8
氏 名 株式会社 高崎生衛建設
代表取締役 榛名 三郎

(法人にあっては、その名称、事務所所在地
及び代表者の氏名)

電話番号 0 2 7 - 3 8 1 - 6 1 1 6

次のとおり変更したので、公衆浴場法施行規則第 4 条の規定により届け出ます。

公衆浴場	名 称	日帰りスパ 高崎
	所 在 地	高崎市高松町123-1
変 更 年 月 日	令和5年11月30日	
変 更 事 項	法人の名称・法人の事務所所在地 法人の代表者・ 構造設備・その他()	
変 更 内 容	箕郷太郎から箕郷桜子に変更	
〈添付書類〉 1 公衆浴場の構造設備に変更があった場合は、変更後の構造設備の概要を明らかにした図面等の書類 2 公衆浴場の構造設備の変更により、他の法令又は条例に基づき行政庁の許可、認可等を要する場合は、当該法令又は条例に基づく許可書、認可書等の写し 〈確認書類〉 登記事項証明書(法人の名称、事務所所在地又は代表者に変更があった場合に限る。)		

7 公衆浴場営業停止・廃止届

営業を停止又は廃止したときは、1 0 日以内に届け出てください。

提出書類	部数	注意事項
公衆浴場営業停止・廃止届	1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。

8 公衆浴場営業再開届

停止した営業を再開したときは、1 0 日以内に届け出てください。

提出書類	部数	注意事項
公衆浴場営業再開届	1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。

9 公衆浴場営業者地位承継届（譲渡、相続、合併又は分割）

営業者について、譲渡、相続、合併又は分割による地位の承継があったときは、遅滞なく届け出てください。

届出に必要な書類

（１）譲渡

提出書類		部数	注意事項
公衆浴場営業者地位承継届（譲渡）		1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。
添付書類	浴場業の譲渡が行われたことを証する書類	1	
	定款又は寄附行為の写し	1	届出者が法人の場合に添付してください。

※ 届出後、現地調査をさせていただきます。

（２）相続

提出書類		部数	注意事項
公衆浴場営業者地位承継届（相続）		1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。
添付書類	被相続人の戸籍謄本又は除籍謄本又は法廷相続情報一覧図の写し	1	被相続人の戸籍謄本又は除籍謄本に届出者（相続人）に係る記載がない場合、被相続人の改製原戸籍謄本も添付してください。 なお、届出者が被相続人の兄弟姉妹である場合は、届出者の親の除籍謄本及び被相続人の戸籍謄本又は除籍謄本を添付してください。
	相続人全員の同意書	1	相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

（３）合併

提出書類		部数	注意事項
公衆浴場営業者地位承継届（合併）		1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。
添付書類	定款又は寄附行為の写し	1	合併後存続する法人又は合併により設立された法人のもの。
	登記事項証明書	1	合併登記完了後の履歴事項全部証明書を添付してください。

（４）分割

提出書類		部数	注意事項
公衆浴場営業者地位承継届（分割）		1	保健所の窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。
添付書類	定款又は寄附行為の写し	1	分割により営業を承継した法人のもの。
	登記事項証明書	1	分割登記後の履歴事項全部証明書を添付してください。

【問い合わせ】

高崎市保健所 生活衛生課 環境衛生担当
Tel 027-381-6116（直通）